平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県伊丹市野間北４丁目１番８―343号
破産者　渡久地美幸
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３５号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番22―408号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口本町２丁目29番16号
破産者　ワイズファクトリーこと　吉田　晴彦
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市浜２丁目８番11号
破産者　別所登美子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２０号
奈良県大和郡山市洞泉寺町７番地１
破産者　尾下すみ子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８０号
愛媛県松山市小坂１丁目３番20号　第一辰美マンション201号
破産者　二宮　　悟
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
北海道旭川市豊岡６条６丁目２番28号、開始決定時の住所北海道岩見沢市駒園２丁目１番２号
破産者　中山　輝彦
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４４号
岩手県北上市村崎野18地割295番地６、前住所岩手県北上市常盤台４丁目５番９号　県営藤沢アパート２―６号
破産者　柏崎　　眞
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３４５号
金沢市寺中町チ40番地６
破産者　中村　忠男
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４６５号
石川県野々市市太平寺１丁目288番地　ハニーハイツ202号室、従前の住所金沢市北安江３丁目７番10号
破産者　宮下　久美
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４７２号
金沢市泉が丘１丁目３番16号
破産者　喫茶寿苑こと　徳山　房枝
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８９号
山梨県北杜市高根町五町田893番地４　サンコーポラス高根２―506
破産者　保坂　博雄
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
愛知県江南市飛高町夫見添31番地　コアハウス102号
破産者　平手　隆辞
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３４２号
愛知県江南市高屋町御日塚53番地２　ドエル春103号
破産者　石川　龍也
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３８２号
愛知県稲沢市駅前２丁目10番１―406号、住民票上の住所愛知県一宮市多加木２丁目８番15―401号　アルバインローズイッセイ
破産者　冨安　　晃
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４４６号
滋賀県草津市野路１丁目16番１―907号　アメニティ南草津Ⅷ
破産者　隈伊敏治郎
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４７号
滋賀県草津市野路１丁目16番１―907号　アメニティ南草津Ⅷ
破産者　隈伊　千夏
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３４５号
京都市山科区音羽伊勢宿町20番地
破産者　原田　照久
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
愛媛県西予市三瓶町蔵貫3406番地２
破産者　二宮　　貢
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部